

マイノリティの解放に関する諸理論の比較

松 井 樹 丸

1 はじめに

今日、多くの社会学者たちがマイノリティの問題に関心を持っており、この分野に関する社会調査を行っている。マルクスやヴェーバー、デュルケムといった社会学の古典的理論家にとって、人種的・民族的マイノリティの問題はさほど重要な研究対象ではなかったし (Go 2017; Özkirimli 2017: 19-29)、またおそらく性的マイノリティなど眼中になかった。けれども、いまや社会学者は LGBT や移民などの従属的な集団を重要な研究対象だとみなし、経験的研究を積み重ねている。そして、有意義な経験的研究というのは、常に何らかの理論を手がかりにして進められるものであり (Merton 1957=1961: 78-93)、マイノリティに関する諸研究たちが採用している諸理論にはいくつかのパターンが見いだせる。本稿は、マイノリティの置かれる状況の変化に関する社会学的研究に用いられている複数の諸理論を比較し、最後にそれらの統合の可能性について手短かに検討する。

初めに、マイノリティという言葉の意味をはっきりさせておこう。この単語によって人々が一般に想像するのは、おそらくエスニック・マイノリティや性的マイノリティ、宗教的マイノリティ、それに障害者といった、比較的少数の人口しか持たない諸集団だ。しかし、社会学におけるマイノリティという語は、必ずしも文字通り人口の少ない集団を意味するわけではない (Giddens and Sutton 2017: 668)。むしろ、社会学の教科書では、マイノリティとは「富や権力、威信といった点において従属的な位置にある」 (Ritzer 2015: 229) 集団などと定義されている。こうした定義に拠るなら、例えば南アフリカで全人口の 8 割以上を占める黒人なども、マイノリティ集団とみなされる。本稿も、こうしたマイノリティの社会学的定義に従うことにしよう。

過去数十年間にわたり、いくらかの諸社会ではマイノリティ諸集団への寛容さが増してきており、またマイノリティたちが新たな権利を獲得している。こうした人権規範の発展は、一般に「権利革命」と呼ばれる現象の一部をなしている (Ignatieff 2000=2007; Pinker [2011]2012)。例えば、高所得の国々の多くでは、同性愛に対する態度がより寛容になってきている (Inglehart 2018=2019; Pew Research Center 2020)。同性愛を禁止す

る国の数は減ってきた一方で (Mignot 2022)、同性婚を認める国が増えている (Pew Research Center 2024)。2010 年代の欧州諸国では、移民の増加に対する懸念の高まりが右派ポピュリスト政党の台頭に寄与したものの (Kaufmann 2018)、日本を除く多くの先進諸国は 1980 年から 2020 年にかけてより多文化主義的な移民政策を採用するようになってきた (Wallace et al. 2021)。同じ期間において、先住民政策に関してはもっと顕著な進展があり、日本ですらアイヌ政策に取り組んできた (Davidson and Coburn 2021)。さらに、いくつかの先進諸国では、現在の若い世代は、マイノリティに寛容でないと見られる人々に対してはその上の世代よりもはるかに不寛容になっている (Kaufmann 2024 Ch.8; Chong et al. 2024)。これらの現象は、さしあたりマイノリティ諸集団の地位の向上を示していると言える⁽¹⁾。こうした変化を総合して、マイノリティの解放と呼ぶことにしよう。つまり、本稿におけるマイノリティの解放という概念は、マイノリティに関する社会規範——実定法と道徳との両方を含む⁽²⁾——がより肯定的なものに変わっていくという過程を意味している。そして、社会学者たちはこの意味でのマイノリティの解放についての研究にも取り組んできた。

本稿は、マイノリティの解放を研究するにあたり社会学者たちが採用している諸理論を、①脱物質主義論、②世界社会理論⁽³⁾、③制度主義、④批判理論 (クィア理論や批判的人種理論とその近隣分野)、という四つのグループに分けて検討する。これらはいずれも、マイノリティの解放という現象について、諸変数間の関係に関する経験的一般化という意味での社会学理論 (Merton 1957=1961: 87-91) を提供するものだ。言い換えれば、四つとも、マイノリティの解放という現象を説明するための諸要因を挙げ、因果関係を主張するものだ。この四つは、網羅的なリストではないかもしれない。だが、私の知る限り、マイノリティに関する重要な研究の多くは、たとえこれらの諸理論に言及していない場合でも、この四つの立場が重視する諸要因——経済発展と教育の普及、グローバル化、政治制度、エリートの利害関心——のどれかを分析に組み込んでいる。さらに、日本でもこれらの諸理論は個別には紹介されることがあるものの、マイノリティ研究という観点からこれらの

(1)「さしあたり」と書いたのは、こうした「権利革命」がマイノリティの生活を改善させると考えない人々が、主流社会の側はもちろん、マイノリティ当事者の側にもいるからだ。例えば、アメリカの黒人保守派によるアフターマティヴ・アクションへの批判 (Sowell 2005) やクィア理論による同性婚法制化への批判 (森山 2017) を参照。

(2) ここで法律や政策における変化と道徳における変化との両方を対象としているのは、自身の研究を「習俗と法の物理学」あるいは「道徳的法的諸事実の研究」と呼んだ Durkheim ([1950]1969=1974: 35) の影響を受けてのことだ。あえて解放という言葉を選んだのは、法律と道徳との両方における変化を包括して言い表す便利な言葉がないからだ。

(3) 世界社会理論 (world society theory) は、世界政体理論 (world polity theory) と呼ばれることもある。ここでは前者を採用する。

諸理論を整理し比較した文献は見当たらない。したがって、これらの諸要因がいかにしてマイノリティの解放につながるのかを探究してきた先行研究を整理しておくのは有益だろう。

これら四つの諸理論は、合理的選択理論や資源動員論などのより抽象的な理論枠組みとは異なっている。例えば、資源動員理論（McCarthy and Zald 1977; 長谷川 1985）の枠組みに従えば、あるマイノリティ集団が権利を獲得するためには、その集団が政治的によく組織化されていること、政治活動が有効であるような環境に置かれていること、そして運動のための十分な資源を有していることが必要となる。しかし、そこで必要となる資源や環境とは、具体的に何なのだろうか。つまり、研究者はどういったデータに注目すべきなのか。上記の四つの諸理論は、そうした問いに答えるものだ。

以下では、まず先述した四つの諸理論——脱物質主義理論、世界社会理論、制度主義、批判理論——を概観する。そのうえで、結論部ではこれら諸理論の統合の可能性について検討しよう。

2 脱物質主義論

脱物質主義論は、政治学者のロナルド・イングルハートたちが主張してきた理論だ（Inglehart 1977=1978; Inglehart and Baker 2000）。これは、従来の近代化論⁽⁴⁾をより洗練させた立場であって、イングルハートは近代化に伴う人々の価値観の変化を二段階に分けている。一つ目は工業化によって起きる「伝統的価値」から「世俗合理的価値」への移行で、これは伝統や信仰よりも合理性が重視されるようになるという過程だ。二つ目は脱工業化によって起きる「生存重視価値」から「自己表現重視価値」への移行であり、これは生存や物質的な豊かさ、共同体の結束よりも個人活動の自由や寛容さが重視されるようになるという過程を指している（Inglehart and Baker 2000）。したがって、単純に言えば、経済発展は社会をより解放的にする傾向がある、というわけだ。イングルハートは、彼自身が牽引してきた世界価値観調査や欧州価値観調査のデータを用いて、この理論を裏付けてきた。

脱物質主義論は、もともとアブラハム・マズローの欲求段階説（Maslow 1943）とダニエル・ベルらの脱工業社会論（Bell 1973=1975, 1976=1977）とを根拠にしたものだった

⁽⁴⁾ イングルハートが言う「近代化論」には、1950年代後半からアメリカの社会学者たちが提唱し始めた議論（狭義の近代化論）だけでなく、「近代化」という語を使ったわけではないマルクスやヴェーバーといった古典的社会学者が経済発展や世俗化に関して述べた理論も含まれている。

(Inglehart 1977=1978; Inglehart and Baker 2000)。晩年のイングルハートはどちらの業績もあまり参照しなくなったものの、彼の議論の中心的な論理は、初期の著作からほとんど変わっていない (Inglehart 2018=2019)。

第一に、豊かな社会は、人々をマズローの言う「高次の欲求」へと向かわせる。伝統的な諸社会は、限られた資源をめぐる紛争や飢餓と背中合わせだった (Gat 2006=2022)。そこに生きる人々は何よりも食や安全のことを気にしなければならないし、食や安全の確保のためには共同体での集団生活を重視しなくてはならない。だからこそ、人間の部族的な本能は、生存を確実にするために、集団の仲間たちに既存の規範の順守を求めて、個性を抑圧しがちだし、また他集団への警戒心を生みがちだ (Haidt 2012=2014)。宗教は、なるべく多くの人数を結束させるための最も重要な制度だったが (Danber 2022)、それは同時に女性や性的マイノリティ、そして異教徒への抑圧にもつながってきた。けれども、世俗化した豊かで平和な社会では、こうした条件が全く異なる。希少資源を奪い合う競争が弱まれば、異人種などの他集団に対する寛容さが生じ、また同性愛や中絶などを含めた個人の選択や多様な生き方を認める余地が生じる。つまり、豊かな脱工業社会は、生存を当然のことと思いつながりながら生きる人口がかつてないほど多く、それゆえに多様性や個性を重視する人口がかつてないほど多い社会だということだ (Inglehart 1977=1978: 24-7)。

第二に、産業構造の変化、高等教育の普及、都市化といった脱工業社会の諸特徴は、人々の価値観に深い影響を与える (Bell 1973=1975, 1976=1977)。まず、ベルによれば、工業化と脱工業化は、価値変動の主要な原動力だった。一方で、工業化は、自然環境に対する人間の制御能力を飛躍的に向上させ、宗教を含む伝統的な思考よりも世俗的で合理的な思考を優勢にした。他方で、サービス業や知識産業が中心となる脱工業社会は、厳格で禁欲的な態度よりも革新性が重視されるような社会であり、そこではより広範囲で多様な自己決定が認められる (Bell 1976=1977)。そこではまた、個人化と専門分化が進行することから、デュルケムの言う「人格への崇拜」(Durkheim [1893]1960=2017: 288-9) が強化される。次に、高等教育の普及は、政治に関する人々の意識と技能を向上させるだけでなく、リベラル⁽⁵⁾な諸価値の浸透にも貢献してきた⁽⁶⁾。その理由としては、大学人も大学で教えられる内容もリベラル寄りであるせいだと指摘されてきたが (Lipset and Dobson 1972; Bloom 1987=1988)、それだけでなく、教育による抽象的な思考の能力の向上が、異なる境

⁽⁵⁾ 本稿で「リベラルな」という形容詞を使うとき、それは単にある個人や組織、社会や規範が「マイノリティに対して寛容である」ということを意味している。

⁽⁶⁾ 学歴とリベラルな価値との関係についての最近の経験的研究として、Bročić and Miles (2021) を参照。

遇にある他者への共感能力を育むためでもあるかもしれない (Pinker[2011]2012: 776-810)。最後に、都市への人口集中は、マイノリティたち自身の学歴の向上も相まって、異議申し立ての政治運動をより活発にする (Bell 1976=1977 (下): 26-30)。要するに、脱工業社会は、リベラルな規範の普及を促進する諸要素を備えているというわけだ。

以上の二点から、脱物質主義論によれば、経済発展と産業構造の変化が社会をより寛容にしていけるのであり、マイノリティの解放がもたらされるのだということになる。

ただし、イングルハートは、それぞれの社会が持つ伝統の持続的な影響も認めている。つまり彼は、近代化の内実はそれぞれの社会の伝統に左右されるという見方 (Eisenstadt 2000; Huntington 1996=1998: 76-111) を受け容れている。とりわけ彼が重視するのは、宗教の影響力だ。明らかに、世俗化は世界のどこでも同じように進んでいるわけではないし、豊かな国でもアメリカのように世俗化の進行が遅い場合もある (Inglehart 2018=2019: 63-79)。このことはもちろん、マイノリティの解放の進行にも影響する。たとえイスラム圏の若者たちがアメリカ人のようにジーンズを履いてコーラを飲むようになるとしても、彼らが北米の若者のように同性愛や中絶に対して寛容になっていくとは限らないわけだ。もっとも、「複数の近代」(Eisenstadt 2000) というこの筋の議論を徹底させるなら、考慮に入れるべき伝統は宗教だけではないのかもしれない。例えば、Henrich (2020=2023) は、伝統的な親族関係の強さの差異こそが、世界中の諸社会の個人主義的傾向の違いを決定づけてきたと論じている。けれども、それぞれの社会の伝統が近代化の方向に影響するという見方自体は正当なものだ。要するに、「価値体系とは、近代化という推進力と頑固な伝統の影響力とのバランスを反映するものなのだ」(Inglehart 2018=2019: 25-6)。

イングルハートたちの議論を要約したのが、図1の「文化地図」だ。これは伝統的／世俗合理的価値を縦軸に、生存重視／自己表現重視価値を横軸にとり、各国がどこに位置するかを示している。大ざっぱに言えば、右上に行くほどよりリベラルな国だということになる。さらに、同じ宗教グループの国々が比較的近い場所に位置づけられていることから、伝統宗教とその遺産がいまだに影響を及ぼしていることも示唆される。

彼らの調査結果によれば、人々は年を重ねても保守的にならなくなってきている。人生経験の少ない若者たちは見知らぬ思想や運動に魅了されがちであり、みな社会に出て家庭を持つにつれて落ち着いて偏狭になっていくものだ、という見方は昔からよくある。つまり、「25の頃にリベラルでない者は思いやりに欠ける。35にもなって保守でない者は知能に欠ける」というわけだ。しかし、少なくともマイノリティの問題に関しては、加齢によるそうした「保守化」はほぼ見られなくなっている。確かに、多くの社会において、1970年代から近年の調査に至るまで最もマイノリティに好意的な年齢層は常に若者であって、

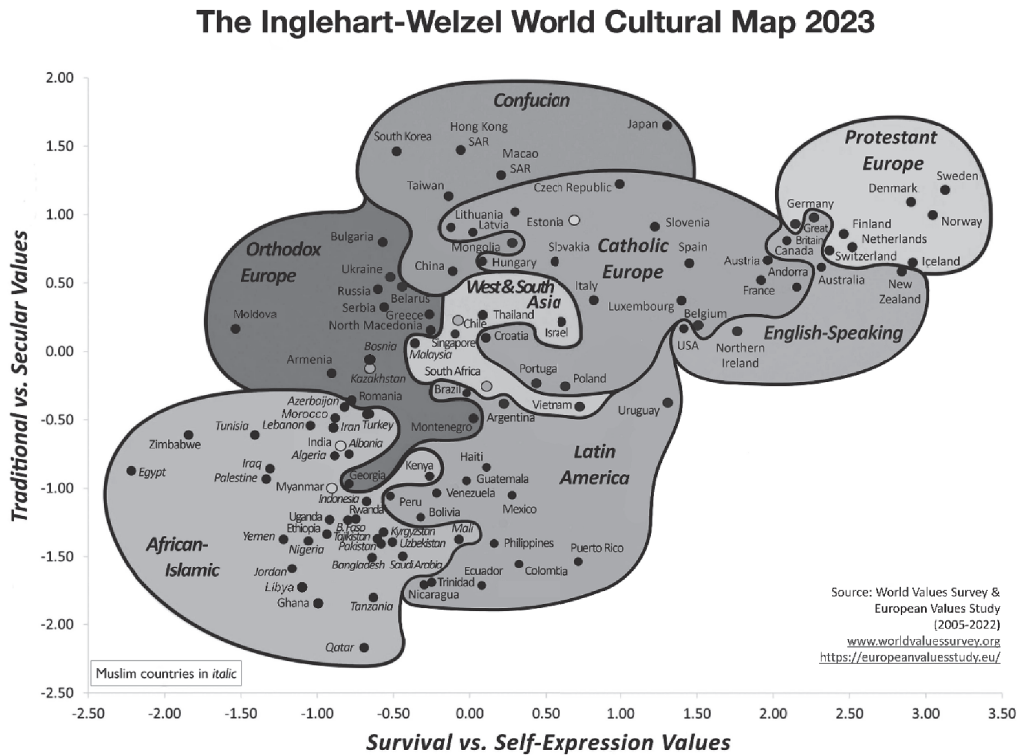


図1 インゲルハートとヴェルツェルの文化地図 (2023 年版)

出典：World Values Survey (2023)

20 代の人々は 50 代よりもずっとリベラルだ。だがそれだけでなく、現在の 50 代の人々は 30 年前の 50 代よりもずっとマイノリティに寛容であり、しかも 30 年前の彼ら自身（つまり当時の 20 代）に比べてもなお寛容になっている（Welzel 2013: 142-5）。これは、人々が少年期や青年期に身につけたリベラルな価値観が、加齢ののちもある程度維持されるからだと説明される（Inglehart 1977=1978）。

インゲルハートの重要性は、社会の価値観の変化に関する大きな物語を、経験的なデータに基づいて示したことにある（太郎丸 2016）。経済的條件の向上や教育の普及が人々の価値観を変化させ新しい社会的欲求を生じさせる、という考察はそれ以前にもあった（例えば、Marx und Engels 1845-1846=2002: 51-3; Riesman et al. 1960=1964）。しかし、そうした変化に関して、アンケート調査を用いる経験的な国際比較研究を切り開いたのは、インゲルハートとそのフォロワーたちだった。本稿が四つの諸理論のうち脱物質主義論を最初に配置した理由もそこにある。

この理論に従えば、経済発展を遂げて高学歴の人口が増え、自己表現重視型の社会にな

るほど、ますますマイノリティの解放が進んでいくということになり (Inglehart 2018=2019)、その筋の議論を展開した経験的研究が多く発表されてきた。例えば、ヨーロッパ諸国の比較によれば、一人当たり GDP の高さは各国における同性愛への寛容さに大きく影響していた (Slenders et al. 2012)。アメリカだと、エスニック・マイノリティに対する攻撃的な言論をタブーとみなす態度は、豊かで高学歴な若者からその他の諸集団へと広まっていった (Kaufmann 2024)。欧米諸国の個人レベルのデータを見てみると、移民や女性、ゲイやレズビアンといったマイノリティに対する態度の寛容さは、右派ポピュリストへ政治家への支持と同様に、教育の程度や世代差という変数によって説明される (Norris and Inglehart 2019)。このように、マイノリティに関する規範についての経験的研究においては、脱物質主義論が一つの重要な理論枠組みとして参照されている。

イングルハートの議論に対しては色々と問題点が指摘されてきたが (Datler et al. 2012)、ここでは理論の根幹に関わる問題として二点を指摘しておきたい。つまり、第一に経済発展と社会規範の寛容さとの間の因果関係の問題、第二に世論と法律とのギャップの問題だ。

第一に、脱物質主義論の中心には、経済発展が社会に寛容さを根付かせるという論理があるわけだが、その真逆の可能性を想定することもできる。つまり、画一性よりも個性の発揮やイノベーションを重んじる文化こそが経済発展を促進する重大な要因である、という主張も可能なわけだ⁽⁷⁾ (Haller 2002: 141-2)。まず、自由市場において人種やジェンダーに基づく差別を行う人々は、それだけ自身の選択肢を減らしたり余計な手間を背負ったりしているわけだから、人種や性的指向の多様性を拒むこと自体に経済的な合理性があるとは言いがたい (Friedman 1962=2008: 209-24)。例えば、20 世紀前半のアメリカ南部諸州で人種分離法に最も根強く抵抗した集団の一つは私営交通機関の経営者たちだったが、それは単に彼らが人種分離の作業に必要な経営上のコストを嫌ったためだった (Sowell 1990: 20-2)。差別はしばしば「高くつく」というわけだ。

さらに、マイノリティに寛容な文化は、経済発展にもっと積極的な意義を持っているかもしれない。かつて工業社会への移行を望んだエリートたちは、均質的な文化と読み書き能力を持つ労働人口を実現するためにナショナリズムを推進したが (Gellner 1983)、サービス業中心であり創造性の発揮が求められる脱工業社会においては、文化的な均質性よりもむしろ多様性の方が望ましい可能性もある。実際、経営学では、組織における成員の背景

⁽⁷⁾ この点は社会学者にとって特に重要かもしれない。というのも、経済発展に寄与するような文化的基盤があるという命題は、宗教社会学の古典における中心的テーマの一つでもあったからだ (Weber 1920-21=1972; Bellah 1957=1996)。

の多様性を確保することがイノベーションにつながるという理論もあり (Milliken and Martins 1996; Page 2008=2009)、グローバル企業から軍隊の暗号解読機関 (Hannigan 2024) に至るまで創造性の求められる様々な組織がこれを実践してきた。組織レベルだけでなく、地域のレベルでも同じことが言える。アメリカの場合、移民やゲイといったマイノリティに寛容な都市こそが、多様な才能を持った人々にとって過ごしやすい場所となることで、技術のイノベーションを牽引してきた (Florida 2011=2014)。したがって、経済発展と寛容な文化との間に何らかの親和性があることは間違いないとしても、両者間の因果関係の方向はそれほど明確ではない。

第二に、仮に経済発展や高学歴化が世論をリベラルにしていくというのは事実としても、それが必ずしも法律や政策に直結するわけではない。まず事実として、世論と法律との間のギャップに関する問題がある。例えば、各国の性的マイノリティに関する法制度の充実度は、それぞれの社会の世論に必ずしも比例しているわけではない。南アフリカやエクアドルのように多数派の世論が同性愛者に否定的な国でも、同性婚が認められている場合がある (Ferguson 2022)。さらに、多数派の市民からの圧力というよりむしろ「上から」リベラルな政策が推進されることもある。そうしたことは、工業化さえ十分に進んでいない非民主的な社会でも見られる現象だ。例えば、初期のソビエト連邦政府は少数民族を味方につけるためのアフーマティヴ・アクション政策を採用したし (Martin 2001=2011)、アクバル 1 世の時代のムガル帝国は似たような動機から非イスラム教徒に対する寛容な政策を取り入れた (佐藤 2009)。南アフリカにおける同性婚の実現のように、マイノリティに対して不寛容な社会における——専らエリートの主導による——リベラルな政策の導入は、ソ連やムガル帝国の多文化主義政策のメカニズムと大差ないのかもしれない。要するに、マイノリティの解放とみなせる現象の中には、寛容な態度を身に着けた市民社会が政府にはたらきかけて政策が変わる、という物語でうまく説明できない事例もあるわけだ。

この第二の問題点は特に重要だ。実際イングルハート自身も、世論が全ての政治的变化を決定するわけではないと認めていて、時にエリートの選択や政治制度といった他の要素も関わるってくと論じている (Inglehart 2018=2019)。それでは、考慮すべき他の諸要素とは何だろうか。以下の三つの理論は、この問いに取り組むにあたり参考になるものだ。

3 世界社会理論

世界社会理論は、個人、国家、非政府組織を含むすべてのアクターが、個人主義と合理性、人権を重視する「世界文化」に制約されるとするものだ (Meyer et al. 1997; Schofer et

al. 2012)。ジョン・マイヤーなどの社会学者が提唱してきたこの理論は、デュルケムの社会統合理論（Durkheim 1895=2018）を世界レベルに拡張したものとみなせる。デュルケムの時代においては、社会の領域を国民国家の領域と同一視しても大して不都合はなかったかもしれない。しかし、今や「国際人権規範」と呼びうる何かしらの規範が国境を超えて広がっていることは明らかなだ。国家にしても多国籍企業にしても、世界的に通用するアクターであろうとするなら、多少なりとも人権や環境問題に配慮しているようにふるまう必要があるし、それに失敗すればバッシングを受ける（筒井 2022）。そうしたバッシングの際に露わになる規範は、デュルケムが社会的事実と呼んだもの、つまりアクターに外在しつつ強制力をもつような行為の様式に他ならない（Durkheim 1895=2018: 50-65）。したがって、個人主義や人権規範が、今や国家の領域を超えて広がる「世界文化」を形成している、というわけだ。世界社会理論は、このようにリベラルで合理的な世界文化がどのように普及し、様々なアクターに影響を与えていくのかを研究するための理論枠組みだ（Meyer et al. 1997）。

もっとも、経験的研究においては、世界社会理論は、デュルケム流のマクロな社会統合の分析というよりも、社会ネットワーク分析（安田 1997）に近い立場をとることが多い。実際、マイヤーたちは、自分たちの焦点が世界単位での「デュルケム的あるいはジンメル的な統合」（Meyer et al. 1997: 175）にあると言っているが、ジンメルの理論は社会ネットワーク分析の理論的なルーツの一つとして見なされている（Freeman 2004=2007）。世界社会理論の場合、特に重視されるのは、例えば国際 NGO や経済のグローバル化、政府間組織、あるいは旧宗主国とのつながりといったネットワークになる。そうした国際的なつながりがそれぞれの社会に世界文化を吹き込んでいる、というのがこの分野の中心的な議論だ（Schofer et al. 2012）。

世界文化は、国内市民社会のアクターにも、国家にも影響を与える（Meyer et al. 1997）。そのことを図示したのが図 2 だ。第一に、民間の国際交流によって、各国社会に世界文化が流れ込んでくる。例えば、アメリカで生まれた LGBT 団体が、日本や韓国にも支部を作って活動するといったことがあり、そうした交流は国内世論を変えるだけでなく、投票行動などを通じて政策の変化に結実するかもしれない。第二に、世界文化が各国政府により直接的に影響を与えることもある。例えば、国連の人権理事会での勧告は、国内世論の圧力とはまた別に、各国政府の政策に影響を及ぼしうる。そうして導入されたりベラルな政策が、市民社会に対して「上から」世界文化を吹き込むこともありうる。

しかし、世界文化に従うアクターが、必ずしもそれを強力に内面化しているというわけではなく、あくまで戦略的に適応しているに過ぎない場合も多い（Meyer et al. 1997）。こ

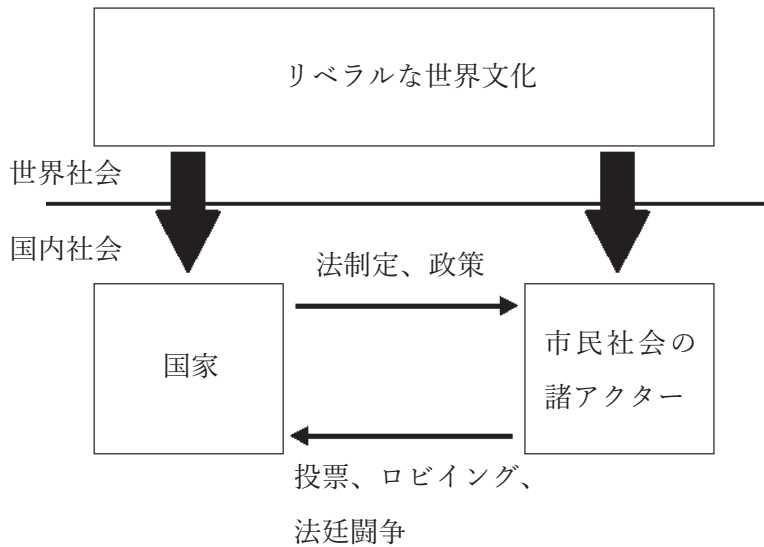


図2 世界文化が国内社会に影響を与える経路

出典：筆者作成。

のことは、マイヤーたち社会学的制度主義の研究者の中心的な視角と関わっている。社会学的制度主義の見方によれば、一般に組織は、内在的な必然性がなく、また誰かに強制されたわけでもないにも関わらず、ただ組織の正当性を高めるためだけに、他の組織の方法を真似することがある (DiMaggio and Powell 1983)。人権の理念も、アクターの目的達成のため効果的に用いられることがよくある。例えば、ハンガリーなど一部の東欧諸国の政府は、世論が性的マイノリティに不寛容であるにも関わらず、EU に加盟するという目的のために親 LGBT の政策を導入してきた (Ferguson 2022)。このように、アクターが戦略的に規範への適応をしていると考えるという点では、マイヤーの立場はデュルケムよりもゴフマンのそれに近く、ゴフマンの理論のマクロ版とも言える (Meyer and Rowan 1977 ; Goffman 1959=2023)。実際、国家や企業による国際人権規範への適応がまさに演技でしかなく、組織の公式な方針と実践との間に「脱連結」(decoupling) が起きている場合もある (Meyer et al. 1997)。例えば、アフリカ諸国では、政府が国際規範の要請に応じて女性器切除の慣行を規制するための改革に取り組む姿勢を見せることがあるものの、そうした改革方針は十分な実践を伴っているとは言い難く、必ずしも切除の慣行を減らしてはいない⁽⁸⁾ (Boyle 2002)。国家や大企業を含む様々なアクターは、世界文化に制約され

⁽⁸⁾ しかし、人権に関する政府の公的な方針と実践との分離は、特に途上諸国の場合、政府が人権を完全に軽視しているからではなく、単に人権政策を実施するための行政の能力が欠如しているために起き

ながら、自分たちの目的達成のために演技をしているというわけだ⁽⁹⁾。

世界社会理論は、日本ではほとんど参照されていないけれども（Hosoki 2024）、アメリカの主要な雑誌における経験的研究では広く参照されている理論であり、規範のグローバルな普及に関する「最もよく発展してきた研究プログラム」（Wimmer 2021: 1392）とも評価されている。世界社会理論が脱物質主義理論に対して持っている意義は、経済発展に関する議論において従属理論（Frank 1966）や世界システム論（Wallerstein 1983=2022）が近代化論（Rostow 1960=1961）に対して持っていた意義に似ている。つまり、各国における経済成長が別の国家との関わりにおいて説明されるのと同様、各国における規範の変化も国際的な要因によって説明されうる、というわけだ。しかし、マイノリティに関わる価値観や法制度の変化についての研究においては、おそらく世界社会理論の方が、経済決定論的になりがちな世界システム論よりも経験的研究に活かしやすいように思われる。世界文化が単なる「上部構造」でないとすれば、世界システム論のようなマルクスの研究伝統よりも「デュルケム的あるいはジンメル的な」研究伝統に依拠する方が有益だろう。

世界社会理論をマイノリティ関係の研究に用いた実証研究は、アメリカの雑誌ではよく見られるが、特にクロスナショナルな計量的研究が多い。例えば、同性愛への寛容さの国ごとの違いは、脱物質主義理論が指摘する経済の豊かさよりも、ヒトや情報のグローバル化の程度によって説明される（Roberts 2019）。各国における多文化主義的教育の人気度は、国内における人種やエスニシティの多様性（つまり人口構成から想定される多文化主義への需要）ではなく、むしろ経済のグローバル化の度合いに左右される（Lee et al. 2023）。各国の議会における女性の獲得議席数は、女性の政治的地位を図る指標の一つだが、これを最も強力に説明する変数は各国の豊かさではなく、それぞれの国で活動するリベラルな国際非政府組織の数だった（Mejia 2023）。以上の数本は計量的な業績だが、Ferguson (2021) や Tsutsui (2018) のような質的研究もある。この二本は、理論的な発展を試みている点でも興味深い。前者は世界社会理論とブルデューの界理論の統合を目指しており、また後者は日本のエスニック・マイノリティを事例として扱いながら、各国社会から世界文化の方へのフィードバックについて理論化している。

先述の通り世界社会理論はデュルケム理論のグローバル版と見なせるわけだが、それゆえに、デュルケム派が受けてきたのと同じような批判を受けることになる。

第一に、世界文化といってもそれほど画一的ではなく、その中身は必ずしもリベラルと

ているのかもしれない（Cole 2015）。次章における議論を参照。

⁽⁹⁾ 脱連結に関する非常に重要な文献として、Hafner-Burton and Tsutsui (2005) を参照。

は限らないはずだ、という批判がありうる。もとより、ヴェーバー派の社会学者からすれば、デュルケムのように社会の単位を国民国家の単位と同一視する場合でさえ、社会の内部では道徳をめぐる抗争が生じていると言わねばならない (Aron 1967=1984: 121)。まして「世界社会」を扱うとなれば、そうした抗争はさらに際立ってくるだろう。当初のマイヤーたちは、世界文化といえは専ら人権を重んじるリベラルなものだという前提を置いていたし、非政府組織などもリベラルな理念に仕えるものだと見なしていた。確かに、戦後の世界秩序は自由主義と合理主義が支配的だったかもしれないが、近年では、非リベラルな組織や思想もまたグローバルに広まっている (Ikenberry 2018)。例えば、LGBT の権利を推進する国際組織だけでなく、LGBT に否定的な組織のネットワークも国際化しており、両者とも同じぐらい各国の LGBT 関連政策の進退に影響を及ぼしている (Velasco 2023)。白人ナショナリスト組織のようにグローバル化を敵視する集団でさえ、国境をまたいだネットワークを築いてきた (渡辺 2020: 156-66)。とはいえ、近年の世界社会理論の研究者はこうした傾向を十分意識しており、理論枠組みに修正を加え始めている (Cole et al. 2023; Ferguson 2022; Velasco 2023)。今後の研究においては、このように非リベラルなネットワークの存在も考慮に入れねばなくなるだろう。

第二に、デュルケム理論が規範の起源や変化について詳述しなかったと批判されてきたのと同様、世界社会理論もまた、世界文化の起源や変化を説明していないのではないかと批判されてきた (Schofer et al. 2012: 62-3)。実際にリベラルな世界文化の内容がどこに由来するかといえば、多くの場合はイングルハートのいう自己表現重視価値の広まった社会であって、要するに豊かな先進諸国（しかもその内のエリートたち）だろう。例えば、多文化主義はもともとカナダとオーストラリアから世界に広がった思想だし (Kymlicka 2013)、ラテンアメリカにおけるゲイの権利革命は実質的に「合衆国と西欧からの文化的輸出品」 (Encarnación 2011: 105) だったのかもしれない。したがって、誰が「規範を立ち上げる者」 (norm entrepreneur) なのかという点に注目することは、世界文化の浸透に関する議論にも必要となってくるだろう (Finnemore and Sikkink 1998)。

4 制度主義

この章では、政治制度の重要性に関する議論を扱う。初期のイングルハートは、政治的变化を決める変数として社会の価値観、政治的技能、そして政治構造という三要素を挙げていた (Inglehart 1977=1978)。経済の発展によって人々が寛容な価値を身につけ、またその価値を変化につなげるために必要な政治活動の能力も高めていくが、そうした価値の

変化や政治技能の変化が政策の変化につながるには、既存の政治制度を媒介としなければならない、ということだ。もちろん、社会が豊かになって解放的な価値観が広まれば自由で民主的な制度を求める声も強まる、という議論はよくある (Lipset 1959; Welzel 2013)。しかし、政治制度の変化は必ずしも容易に進むものではない (Acemoglu and Robinson 2012=2013)。私たちはむしろ、社会の価値や利害関係に還元されない独立変数として政治制度をとらえるべきだろう (Mann 1984; Skocpol 1985; Eisenberg and Kymlicka 2011)。

それでは、具体的にどの政治制度がいかにしてマイノリティの解放に関わるのだろうか。このことを考えるために参考になるのが、経済学的新制度主義⁽¹⁰⁾の議論だ。彼らが言う制度とは、「人間の相互作用を形作る人為的な諸拘束」、あるいは「ゲームのルール」を意味している (North 1990: 3)。この意味での制度には、企業内文化や雇用慣行などのインフォーマルな制度と、法律や憲法などのインフォーマルな制度との両方が含まれる。だが、Ferguson (2012=2013) や Acemoglu and Robinson (2012=2013) といった近年の著名な経済史の業績が特に注目してきたのは、政治構造に関わる諸制度だ。ここでは、フランシス・フクヤマにならい、近代政治の重要な諸制度を、4-1 集権化した合理的な官僚制国家⁽¹¹⁾、4-2 説明責任のある政府 (つまり民主制)、4-3 法の支配、と単純に分類して考えよう (Fukuyama 2011=2013; 2014)。

新制度主義の経済学者や政治学者は、これら三つの政治制度を独立変数に据えて、国家の経済的パフォーマンスの違いを説明する研究に取り組んできた (建林ほか2008)。例えば、国際比較を行ってみると、司法の独立性——つまり法の支配の強さ——は経済成長にプラスの影響を与えているし (Feld and Voigt 2003)、合理的で自律性もある「ヴェーバー的な」官僚制国家も、やはり経済成長に貢献している (Evans and Rauch 1999)。ダロン・アセモグルらは、彼らの言う包括的な政治制度、つまり安定した自由民主制が経済的成功のカギだと論じているが (Acemoglu and Robinson 2012=2013)、途上国における急速な民主化はむしろ経済を破壊してしまうという議論もある (Collier 2009=2010)。このように、経済発展を説明する際に政治制度を変数として持ち出すことは、今や一般的になっている。

⁽¹⁰⁾ 社会学にも経済学にも「制度主義」と呼ばれる学派があり、世界社会理論も社会学的制度主義から派生したものだ。社会学と経済学における制度主義の比較については、河野 (2002) を参照。また本章で依拠しているのは経済学の新制度主義という立場だが、経済学の制度主義には、戦前のヴェブレンなどから現代の新制度主義 (ダグラス・ノースや青木昌彦) などに至る長い歴史がある。この学説史については Chavance (2007=2007) を参照。

⁽¹¹⁾ ここでいう合理的な官僚制というのは、ヴェーバーが言ったところの「家産制でない」近代的な官僚制のことで、フクヤマは単にこれを「国家」と呼んでいる (Fukuyama 2014)。近代的な官僚制の重要な特徴は、役人たちが「没主観的に」仕事をする、つまり相手が誰であろうと同じようにマニュアル通りの業務を遂行することにある。この点については、Weber (1922=2012) と、佐藤 (2014: 50-65) による解説を参照。

この筋の議論を、リベラルな規範の発展に関してもすることができる、というのが本章での主張だ。もちろん、経済発展の場合と同様、これは政治制度だけで説明がつく問題ではない。またそれゆえに、本稿で取り上げる他の三つの諸理論と異なり、マイノリティ研究における「制度主義」と言えそうな独立した学派が見いだせるわけでもない。しかし、自己表現重視価値にせよ世界文化にせよ、そうしたものが法律に結実して影響力を持つためには、既存の政治制度を媒介としなければならないのも確かだ。さらに、世論の面でも、リベラルな主張の普及においては、表現の自由が法的に認められた民主制国家の方が、中国やロシアのような専制国家よりも、都合が良いかもしれない。実際、国際比較的な視点を持つ社会学者たちは、とりわけ途上諸国をも比較に組み込むとなれば、マイノリティの解放において政治制度の違いがものをいうことをはっきりと認識している (Encarnación 2016; Martel 2013=2016)。それだから、社会の経済的なパフォーマンスにとっての政治制度の重要性を強調してきた先行研究から学べることは多いはずだ。以下では、政治制度とマイノリティとの関係についての議論を整理しよう。

4-1 官僚制国家

マイノリティの人権を保障するためには、合理的な官僚制に基づく有能な国家が求められる⁽¹²⁾。人権保障のための政策や法律があったとしても、それを施行する役人があまりに無力で非効率的であれば何の意味もないからだ。これは明らかなことにも思えるが、このことを認めたがらない社会学者もいる。そうした著者の典型がジグムント・バウマンで、彼は近代国家による暴力の独占と合理的な官僚制こそがホロコーストをもたらしたのだと主張している (Bauman 1989=2021: 46-75)。確かに、1930年代のドイツのように、強力な国家権力による人権侵害が問題となることはある。けれども、かといってアフリカの「失敗国家」のような弱い国家の下では、安定した民主制も実現できないし、マイノリティを保護することもできない (Tilly 2007)。むしろ、バウマンが挙げた二つの要素、つまり国家による暴力の独占と合理的な官僚制は、経済発展において重要であるのと同様に、マイノリティの人権にとっても重要なものだ。

第一に、近代国家による正当な暴力手段の独占 (Weber 1922=1972) は、マイノリティの安全のために欠かせないものだ。マイノリティが暴力犯罪の被害を受けやすいということは言うまでもない。それだから、国家が暴力手段を有効に独占できるとき、法の支配に

⁽¹²⁾ もちろん、官僚制が常に効率的なパフォーマンスを見せるというわけではない (Merton 1957=1961: 181-189)。

よってその濫用が抑制されているならば、そのことによる最大の受益者はマイノリティ集団だといえる。いわゆる「マイクロアグレッション」が問題視されうる社会というのも、マイノリティに対する暴力やレイプなどといった現象（いわば「マクロアグレッション」）を国家が減らすことに成功した社会に他ならない。

第二に、マイノリティは官僚制の合理的な性格からも恩恵を受ける。ヴェーバーが指摘した「中立・公平」で「没主観的」な性格の合理的官僚制（Weber 1922=2012: 259）が発達するということは、個々の役人自身が持つ差別的感情が問題でなくなるというだけでなく、中立的な国家が市民社会における差別を軽減できるようになるということも意味している。役人が中央政府の命令に従わず、私的な感情によって平気で差別を行うような行政システムでは、とうていマイノリティの人権を守ることなどできないわけだ。例えばネパールでは、最高裁が実質的に同性婚を認めたにも関わらず、地方の役人たちが中央の命令に従わないため、同性カップルがなかなか正式な結婚を認められないという事態が起きている（Knight 2023）。このように、中央集権的で合理的な官僚制は、不利な状況に置かれた集団にとってこそ必要なものだといえる（Du Gay 2000; 野口 2011）。

したがって、「国家ほど頻繁に人権を侵害するものはないが、人権を保障できるのは国家だけなのである」（Zürn and Leibfried 2005: 4）。結局のところ、強力な国家がなければ、差別行為の規制も所得の再分配も困難であり、マイノリティの人権を守ることはまず不可能なわけだ。実際、Cole（2015）の計量的研究によれば、国家の能力——官僚の専門性と政策遂行能力、そして政治腐敗や軍部の関与の排除という点で計測される——が高い社会ほど、国際人権条約が人々の身体的安全や自己決定権、そして政治的エンパワーメントに及ぼすポジティブな影響も増している。これが意味しているのは、現在の中国やイスラエルのように国家によるマイノリティの抑圧が深刻な問題となる社会もある一方で、世界には無能な国家しか持ち合わせていないことにより苦勞しているマイノリティもいる、ということだ。トクヴィルが論じた通り、より高度な平等を達成しようとすれば、それだけより強力な官僚制国家が求められるというわけだ（Tocqueville [1835-40]1992=2008（下）:220-4; 野口 2011）。

4-2 民主制

マイノリティの解放に民主制が大きく関わるということは明らかだ。まず、マイノリティは政治団体を結成し、ロビイングなどによる民主制への参加を通じて、その利害関心を追求することができる。さらに、世論の多数派がマイノリティに寛容な社会であれば、民主制の過程を通じて政策が進歩していくのは自然なことだ。ヨーロッパのゲイなどのように、

少なからぬマジョリティをも味方につけることができれば、議会政治で成功できる可能性は十分にある。イングルハートが想定していたのも、寛容な世論が民主制の過程を通じて政策に結実するという政治的変化だったといえる (Inglehart 2018=2019)。

けれども、民主制とマイノリティとの関係はもっと複雑であって、とりわけ LGBT のように人口の少ない文字通りのマイノリティにとっては、むしろ民主制が解放の障壁になることもある。特に、主流社会がマイノリティに関心を持たないか、あるいは敵視しているという場合、マイノリティにとって民主制は勝ち目の薄いゲームになってしまう (Gans 1969)。それだから、民主制において、マイノリティ集団は、トクヴィルが指摘した「多数派の暴政」に直面するおそれもある (Tocqueville [1835-40]1992=2005 (下): 139-65)。実際、民主化は「人民の名のもとでの」民族浄化につながることもさへあるし (Mann 2005)、ナミビアやセネガルのように不寛容な世論と比較的安定した民主制を併せ持つアフリカ諸国では、政治家や役人は同性愛者を処罰することが「人民の意志」に應えることだとみなしている (Currier 2010; Ferguson 2021)。したがって、世論がリベラルでない社会においては、民主制はむしろマイノリティの解放の妨げにもなりうるというわけだ。

4-3 法の支配

法の支配は、社会学者によって強調されることはあまりないが、マイノリティにとって重要なものだ。法の支配とは、「その社会の法が公正であり、法がすでに存在し、誰であれ、その時々 of 統治者の行動を拘束すべきだ」という社会的コンセンサスがある状態」 (Fukuyama 2011=2013 (下): 32) を意味する。これはつまり、たとえ民主的な過程で選ばれた政府でも、既存の法や定められた手続き、そして裁判所の決定には従わなければならない、という原理だ。この原理は、マイノリティにとって少なくとも二つの点で重要になる。第一に、法の支配による制約を受けない国家や民主制は、マイノリティに対して危険なものになりうる。第二に、強い権限を持つ裁判所が政府に対して異議申し立てをできる状況は、多くの人口を動員せずとも目標を達成しうるという意味で、マイノリティに対して有用でありうる。この第二の点について、以下でもう少し具体的に見ていこう。

司法が率先してマイノリティの権利を發展させてきた典型的な社会としてよく挙げられるのは、アメリカだ⁽¹³⁾ (見平 2018)。アメリカでは、女性や同性愛者、エスニック・マイノリティの権利の發展は、訴訟を起こす少数の民間人と裁判官、またとりわけ連邦最高裁

⁽¹³⁾ ただし、アメリカにおける司法の影響力は過大評価されているという主張もある (Rosenberg 2008)。

判所によって主導されてきた（阿川 2013; 千葉 2024）。これは、そうした権利の発展が主に議会を通じて成し遂げられてきたヨーロッパ諸国とは対照的だ（Fukuyama 2014: 472）。民主的に選ばれたわけでない裁判官が積極的に社会的問題に介入しようとするこうした現象は、アメリカでは司法積極主義と呼ばれている（見平 2012）。司法積極主義は、特に保守派からは、しばしば民主制の理念との緊張関係にあると見なされてきた（Fukuyama 2022: 119; 見平 2018）。

とはいえ、司法によりマイノリティの解放が進むという現象は、他の地域でも見られる。例えば、いま同性婚を認めている 37 か国の中には、議会を通じて法律が変わった事例と、最高裁判所の裁定によって法律の変更が命じられた事例とがある（Pew Research Center 2024）。前者の事例は主に西欧諸国、つまりまさしく脱物質主義論が説明したような道筋でリベラルになっていった国々だ。それに対して後者の事例（10 か国）には、アメリカだけでなく、南アフリカ、コロンビア、エクアドル、コスタリカ、台湾、そしてネパールといった国々が含まれる。ここには、ヨーロッパ諸国ほど世論が性的マイノリティに寛容ではないような国々も含まれている⁽¹⁴⁾。この事例は、司法を通じたマイノリティの解放がアメリカに限られた現象ではなく、また特に多数派が寛容でない場合においてこそ重要になってくるのだということを示唆しているかもしれない。

このように、とりわけ世論が不寛容な国々では、民主制よりも法の支配の方がカギとなる可能性がある。トクヴィル以来の自由主義の政治理論家が、しばしば多数派の専制や民主制の過剰を防ぐための重要な仕組みの一つとして司法を位置づけてきたことを思えば（Tocqueville [1835-40]1992=2005（下）: 168-91; Zakaria 1997）、この仮説には検討の価値があるように思われる。社会学者が政治の近代化について論じるとき、第一に注目するのは民主化かもしれないが（富永 1996）、マイノリティの解放は、議会だけでなく裁判所でも起きているわけだから、法の支配という要因も重要だ。

法の支配という要因は、日本人にとっても興味深いものだ。というのも、Ramseyer and Rasmusen（2001）によれば、日本の裁判官たちは、伝統的に自民党からのコントロールを受けがちで、それゆえ論争的な事例においては保守的な判断を下すことが多かったからだ⁽¹⁵⁾。これは例えば、同性愛に対する世論の寛容さにも関わらず、日本で未だに同性婚が認められていないことの一因になっているのかもしれない（千葉 2024）。このように、

⁽¹⁴⁾ 同性婚の法制化に関する詳細な分析は別稿で行う予定だ。

⁽¹⁵⁾ Ramseyer and Rasmusen（2001）は日本における司法の独立性が弱いものだと見なしているが、図3で用いたデータセットではがむしろそれがかなり高く評価されている。これに関連する議論として、建林ほか（2008: 259-67）を参照。

日本の文脈でも、法の支配という変数は注目に値する。

以上の三つの諸制度については、政治学者たちが計量的なデータセットにまとめて公開したものがいくつかある。図3は、それぞれの制度に関する比較的新しいデータセットを用い、二変数関係を見たものだ。いずれの指標も、数値が高くなるほど高評価になっている。法の支配（司法の独立性）に関して手に入るデータの最新版が2015年のものなので、他のデータも同年のものに合わせた。民主制の度合いについては、有名な Varieties of Democracy (Coppedge et al. 2024) のデータセットのうち、「選挙民主主義」(electoral democracy) のデータを用いた。国家の官僚制的能力については、Hanson and Sigman (2020) のデータを用いた。これは、Mann (1984) や Tilly (1990) といった歴史社会学者による国家理論を参照しつつ、行政の中立性や効率性、財政の規模、暴力手段の独占といった複数の項目に関する様々なデータを用いて、諸国家の能力を評価したものだ (Hanson and Sigman 2021)。法の支配については、ここでは Feld and Voigt (2003) と同様、司法の独立性の観点から評価しよう⁽¹⁶⁾。そこで、司法の独立性については、Staton et al. (2019) のデータを用いた。これは、判事の任命方式や任期、給料などといった複数の指標を用いて測定されたもので、議会や行政から裁判所がどれだけ独立性を有しているかの指標になっている (Linzer and Staton 2015)。こうしたデータは、計量的分析に組み込むことができるだけでなく、質的研究でも、分析対象になる社会が政治制度の観点から見てどのような状況にあるのか把握するのに役立つと思われる。

5 〈批判理論〉

ここでいう〈批判理論〉には、クィア理論と批判的人種理論の研究、またこれらの理論に触発されたマイノリティ研究——「批判的障害研究」や「肥満研究⁽¹⁷⁾」(fat studies) など——が含まれている。クィア理論は、Foucault (1976=1986) の影響のもと、アメリカのフェミニズムや人文学で台頭してきた立場であり、ジェンダーやセクシュアリティとは「言説」により構築されるものでしかなく、固定的なものでも自然なものでもない主張する理論だ (Butler 1990=1999)。批判的人種理論は、1970年代にアメリカの法学者た

⁽¹⁶⁾ もちろん、司法の独立性以外の観点から法の支配の強さを論じる研究者もいる。この点についてのレビューとして、Haggard et al. (2008) を参照。

⁽¹⁷⁾ 本稿では肥満研究を扱わないが、それは今のところ社会学への比較的影響力が小さく、またそもそも肥満の人を社会学的な定義でのマイノリティとして扱うことには疑問もありうるからだ。この分野の論文集としては、例えば Farrel (2023) がある。

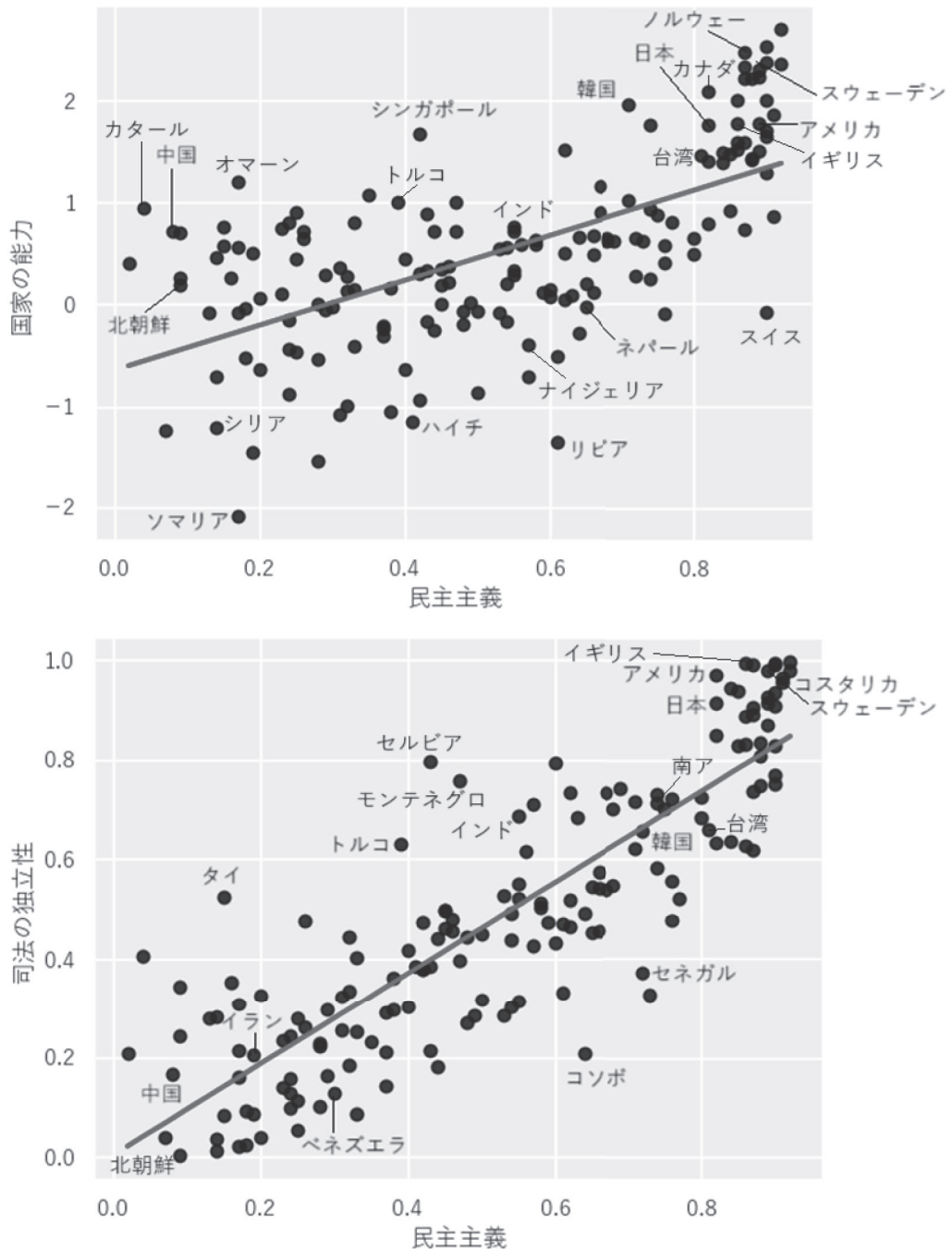


図3 各国の民主主義・国家の能力・司法の独立性の相関（2015年のデータ）

出典：民主主義の度合いは Coppedge et al. (2024)、国家の能力は Hanson and Sigman (2020)、司法の独立性は Staton et al. (2019)

ちが提唱し始めたもので、「リベラルな秩序の基盤それ自体に疑問を投げかけ」、人種差別が様々な制度に埋め込まれているとするものだ (Delgado and Stefaniec 2012: 3)。批判的人種理論は、アントニオ・グラムシやジャック・デリダ、そしてやはりフーコーの影響下にあり、人種に関わる諸概念を権力関係の所産として社会的に構築されるカテゴリーだと見なしている (Delgado and Stefaniec 2012: 5-7)。批判的障害研究 (障害学) においても、身体障害とは、人種やジェンダーの場合と同様に、経済的あるいは政治的な目的から社会的に構築されるものとみなされる (Oliver 1990=2006)。これらの諸理論を〈批判理論〉という同じラベルにまとめてしまうことには異論もあるかもしれない。しかし、第一にこれらの諸理論の研究者がきわめて構築主義的な考え方をする点で共通していること (Pluckrose and Lindsay 2020=2022)、第二に主として「インターセクショナルリティ」研究においてクィア理論と批判的人種理論を結びつける試みもあること (Collins and Bilge 2020=2021) から、本稿ではこれらを一括りにして扱う。

これらの理論の研究は、これまで達成されてきたとされるマイノリティの解放について懐疑的な見方をしているという点で共通している (Pluckrose and Lindsay 2020=2022)。かつて主流社会のエリートは、専ら自分たちの利益のために、ジェンダーや人種に関する露骨に差別的な規範を形成して、社会に押し付けていた。例えば、マルクス主義者から見れば、近代ヨーロッパの人種主義は「労働者の階層化ときわめて不公平な分配とを正当化するためのイデオロギー装置であった」 (Wallerstein 1983=2022: 124)。それに対して、今日の先進諸国では、少なくともかつてのように露骨な人種主義や性差別を掲げる人々はかなり減り、マイノリティに対して権利の平等が認められてきた。だがそれは、〈批判理論〉によれば、主流社会の政治・経済エリートたちがやはり利己的な動機から「リベラルな」規範を定着させようとしたのだというだけの話だ。例えば、代表的な批判的人種理論家のデリック・ベルは、人種問題に関してアメリカで起きた進歩 (と見なされる現象) は、実のところ白人の政治家が自分たちの利益のために黒人の運動を抑え込んでおくための戦略でしかなかったと論じている (Bell [1989]2008)。クィア研究者のリサ・ドゥガンも、アメリカのゲイの権利革命に関して同じ筋の議論を展開している (Duggan 2003)。こうした見方をとる人々からすれば、権利革命とは何ら革命的ではなく、古い形の差別が新しい形の差別に置き換えられたにすぎない。したがって、これらの論者によれば、本稿がマイノリティの解放と呼んできた現象は、実のところ真の解放とは呼べないことになる。

これまで起きてきたマイノリティの解放は、実際にはほとんど同化主義の思想や政策に過ぎなかった、と〈批判理論〉は主張する。批判的人種理論の研究者は、キング牧師の有名な演説に見られるような〈人種にとらわれない平等な社会〉というビジョンを、「カラー

ブラインドの人種主義」や「自由放任的人種主義」などと呼んで批判している (Rattansi 2020)。というのも、そうしたビジョンは、マイノリティがマジョリティに比べて社会的に成功しにくい要因となっている制度的な条件を見落としており、結果的にその現状を追認し、マイノリティの諸個人に責任を負わせることになるからだ。同様に、クィア研究者は、同性愛者たちが異性愛者と実質的に同じである——したがって、例えば同性カップルの婚姻は認められるべきだ——といった一見リベラルな言説を、「ホモノーマティビティ」(homonormativity) と呼び、批判している。というのも、彼らによればそうした言説は、(結婚相手以外の人間とは性行為をすべきでない、などの) 一般的な異性愛者と同じ規範を支持しないゲイやレズビアンを排除することにより、同性愛者のコミュニティを分断してしまうからだ (Duggan 2003)。批判的障害研究においては、医療により障害を「治療」することは、健康な身体を持つ人間の生活を理想視するイデオロギー (「健常主義」) に基づく行為であり、結局のところ障害をスティグマ化するものだと見なされる (Campbell 2009)。つまり、これまで起きてきた「解放」は、マジョリティと同じような生活を送る用意のあるマイノリティだけを承認するものにすぎなかった、ということだ。

だが、こうした政治的な主張はさておき、〈批判理論〉が批判するマイノリティの「解放」はなぜ起きてきたのだろうか。批判理論が「権利革命」に対する批判的な説明にあたって展開してきた議論に関して、ここでは二つの重要な論点、つまり 5-1 非政治化、5-2 動員——政治エリートによるものと経済エリートによるものとに分けられる——、について検討しよう。

5-1 非政治化

ここで言うマイノリティの非政治化とは、マイノリティ集団に部分的な承認を与えることで、その集団の運動の過激化やさらなる要求を抑制するという主流社会の戦略を意味する。そのような戦略によって、マイノリティ集団が主流社会の諸制度を揺るがすことを防げるというわけだ。例えば、クィア研究者によれば、同性婚を法制化することは、「新自由主義者」による「保守的な家族政策」の企みであり、それは結婚制度を再強化するという目的を有している (菊地 2022: 161)。新自由主義者は、削減される公的支出の穴埋めを家族が担うべきだと考えているが⁽¹⁸⁾、家族政策を推進する立場からすれば、一部の LGBT 活動家が「婚姻制度の解体」を掲げていることは承認しがたい。そこで同性婚を認

⁽¹⁸⁾ 私自身は、こうしたよくある「新自由主義」批判には懐疑的だ。というのも、「新自由主義者」たちの思惑がどうであれ、福祉国家はしばしば言われるほど衰退してはいないからだ。この点についてここで詳述する余裕はないが、Garland (2016) を参照。

めれば、その国では同性愛者の権利が十分に保障されていると言えるようになるため、結婚という制度自体に異議を唱えかねない一部の同性愛者たちを非政治化してしまえる、というわけだ (Duggan 2003; 菊地 2022)。批判的障害研究では、健常主義に基づき障害を治療しようとすることは、障害者たちを労働市場に貢献できる自立した個人へ作り替えようとする新自由主義的な企てと見なされる。したがって、健常者と同じように労働をするというビジョンを持つ障害者運動は支持される一方で、それ以外のビジョンを持つ障害者運動は抑圧されることになる、というわけだ (Goodley 2018)。批判的人種理論などに見られる「取り込み」(co-optation) も、類似の議論だ。これはエスニック・マイノリティ集団内における一部エリートに象徴的な地位を与えることで、その集団と政府との交渉を終わらせ、その集団内部の貧困や格差には手を付けなくて済む、という戦略を意味する (Jung 2009; McGee and Kampwirth 2015)。このように、非政治化とは、マイノリティ集団にある程度譲歩することで——部分的な解放を実現することで——その集団が主流社会に挑戦するのを防ぐという戦略だ。

5-2 動員

ここで言うマイノリティの動員⁽¹⁹⁾とは、政府や企業といったアクターが自分たちの正当性を強化するために、マイノリティに肯定的な行動をとるという戦略を意味する。つまり、正当性を高めるという目標達成のための資源を確保するためにマイノリティに対する支持を示すという戦略だ。

第一に、政府や政治家は、国際社会と国内社会に対してそのリベラルな性格をアピールして正当性を高めるために、マイノリティの人権保障に取り組むことができる。例えば、ジャスビル・プアが指摘した「ホモナショナリズム」という戦略がある。これは要するに、同性愛者に関して〈寛容なわれわれ〉と〈不寛容な彼ら〉という対立の構図を強調することで、〈われわれ〉の側の道徳的な優位性を主張する戦略のことだ。プアは、この現象を、2001年の同時多発テロ以降のアメリカやイスラエルに見出している。つまり、ムスリムの人々や諸国に比べて同性愛者に寛容な我々（アメリカあるいはイスラエル）は優れているのだということだが、プアによればこうした構図を強調する言説は、ムスリムへの差別やパレスチナ侵略を正当化する機能を持っているのだという (Puar 2007, 2013)。類似の戦略は、2017年に同性婚を法制化した台湾でも見られるかもしれない。台湾の場合、婚姻の

⁽¹⁹⁾ これは私自身がここで便宜的に用いているラベルに過ぎず、〈批判理論〉の研究者が動員という語を使っているわけではない。ここでの動員という語には、資源動員論 (McCarthy 1977; 長谷川 1985) での場合と同じ意味を込めている。

平等を認めたアジア最初の国になることは、「進歩的な西側」の法律を取り入れ、中国と台湾との区別を国内外に知らしめるというナショナリストの戦略という一面があったからだ (Chen 2019; 松田 2023)。このように、政府はマイノリティに関する政策の充実度を、ある種のソフトパワー (Nye 2004) として活用できるわけだ。

第二に、経済エリートもまた、その正当性の強化のためにマイノリティへの支持に向かうことがある。実際、グーグルやアマゾン、ナイキといったグローバル企業が、「社会的責任」として社会正義活動に取り組んだり、マイノリティ集団を支持するメッセージを発信したりすることはよく見られる。批判的経営学という立場からすると、これは大企業が自分たちの政治・経済的地位の正当性を強化するための戦略に他ならない (Banerjee 2008)。例えば、ナイキは1990年代においてインドネシアにおける自社工場での児童搾取を報道されて問題となったが、同社は、その工場での状況を大きく改善させる代わりに、アメリカ国内で人種平等に対する熱烈な支持を送ることで、見事にその正当性を強化したのだという (Rhodes 2022=2023: 209-14)。スラヴォイ・ジジェクが多文化主義とは「多国籍企業の文化的論理」に過ぎないと論じていたときに意識していたのも、同じようなことだった (Zizek 1997)。この主張は不正確だとしても (多文化主義は1960年代のカナダとオーストラリアで始まった)、いわゆる新自由主義のエリートたちが多文化主義に何かしらの利益を見出していたということは広く認められている (Kymlicka 2013)。新自由主義的な多文化主義は、マイノリティ集団をビジネスのパートナーとして重視しつつ、マイノリティ集団を新自由主義に親和的な人々とそうでない人々に分断しようとする、という批判もある (Hale 2005)。こうした経済エリートの戦略は、企業が大きな政治的権力を有している現状を道徳的に正当化し、維持していくための防衛的な戦略なのかもしれない (Rhodes 2022=2023)。

〈批判理論〉による議論の長所は、政治・経済エリートの動機という点に正面から取り組むところにある。こうした視点は、特に脱物質主義論にはかなり欠けがらだった。

しかしながら、こうした議論には限界もある。ここでは、第一に社会文化的な要因の欠如、第二に比較に関する困難、第三に長期的な世論の変化を論じられないこと、という三点を挙げておこう。

第一に、社会文化的な要因の考察が不足しているように見える。〈批判理論〉は総じて政治・経済エリートの言説に注目する傾向にあるが、そうした言説の背景には、短期的な政治・経済的要因のみならず、脱物質主義論や世界社会理論が強調してきたようなより根深い要因もあるはずだ。例えば、「ホモナショナリズム」が効果的な戦略と見なされると

すれば、それはおそらく、アメリカやイスラエルの政府がリベラルな世界文化を重んじる国際ネットワークに埋め込まれているからであり（川坂 2013）、また両国民において自己表現重視価値がある程度広まっているからでもある。確かに、エリートの選択の背後にある隠れた構造を解明するのに言説分析の方法が役立つこともあるかもしれないが、そうした選択を必然的なものたらしめたより客観的な「状況の論理」（Popper[1957]2002: 136-40）の解明と合わせれば、議論はより深まるはずだ。

第二に、第一の問題点の帰結として、これらの〈批判理論〉は、ある現象が「なぜあの当時ではなく今起きているのか、なぜ他の場所ではなくここで起きているのか」（Bell 1976=1977（下）: 27）という比較社会学の基本的な問いへの答えを苦手としているように思われる。再びホモナショナリズムについて言えば、単に敵国批判が目的であるなら、極端な話、イスラム諸国が真っ先に同性婚や男女平等を推進してイスラエルの偏狭さを批判する側に回っても良かったはずだ。そうならなかったのはイスラム教のせいだ、というだけでは説明不足になる。『旧約聖書』も『コーラン』も同性愛を非難している点では変わらないからだ。こういう場合は、その他の社会的な要因、例えばイングルハートが論じたような経済発展と世俗合理的価値・自己表現重視価値との関係に言及すべきだろう。

第三に、〈批判理論〉は、短期的な政治的変化の分析には有効かもしれないが、長期的な世論の変化を説明できそうにない。イングルハートたちが示してきたように、富裕な国々では、マイノリティに対する人々の態度は、世代交代を経て寛容になってきた。〈批判理論〉の観点からすると、こうした変化のうちいくらか（例えば同性婚や多文化主義への支持）は「上から」押し付けられたイデオロギーあるいは虚偽意識のせいだということになるのだろう。しかし、非エリートはそこまで非合理的で操作されやすいものなのかという疑問はどうしても生じてくる（Heath 2001）。〈批判理論〉の研究者は、マジョリティはもちろんマイノリティさえもある種のイデオロギー（あるいはフーコー流の「規律」とか「権力」でもいい）をすっかり内面化してしまっている、という筋の議論を好むわけだが、この類の議論に反証可能性があるとは思われない⁽²⁰⁾。したがって、脱物質主義論が法律の変化の説明に弱いのに対し、〈批判理論〉は道徳の変化の説明に弱いと言える。

6 結論：諸理論の比較と統合に向けて

以上四つの理論の特徴をまとめると、表1の通りになる。ここには、それぞれの理論が

⁽²⁰⁾ 反証可能性の概念については、Popper（1994: Ch. 4）を参照。

注目する要素と、それらがマイノリティの解放に貢献するメカニズムを載せている。

これらの諸理論には、それぞれ得意・不得意なフィールドがあるように思われる。脱物質主義論は、人権が豊かな国々で発展しており貧しい国々では発展していないことについては有力な説明を提供するものの、そうでない事例については説明が難しくなる。それゆえ、例えばラテンアメリカをフィールドとする研究者は、イングルハートたちの説明に不満を抱き、世界文化や政治制度による説明に目を向けている（Encarnación 2016）。〈批判理論〉について言えば、批判的人種理論はあまりにもアメリカの特殊な事情——奴隷制の遺産、極端な格差、先進国としては例外的なほどの暴力の蔓延など——を前提にしすぎているように見える（例えば Delgado and Stefanic 2012）。クィア研究者の国際関係論においても、やはり欧米諸国が主な研究対象とされてきたことから「脱西洋化」が課題の一つとみなされている⁽²¹⁾（和田 2019）。

しかし、これらの理論は、相互に通約不可能なパラダイムのようなものではない。それどころか、これらの諸理論が指摘してきた諸要因は、相互に深く関係している。一般に、社会科学において考慮に入れられる諸変数というのは、必ずしも互いに独立したまま作用するわけではなく（Abbott 1994: 100; Elder-Vass 2005）、ここで挙げた諸変数についてもそれは同じだ。例えば、経済発展や高等教育の普及が十分でない諸国においては、その国の官僚や裁判官こそが世界文化を引き受ける重要なアクターとなることがある（Ferguson 2021）。その場合、官僚や裁判官が有効に活動できるような政治制度——つまり官僚制や法の支配——もまた重要になってくるだろう。このことは、後発諸国でしばしばトップダウン的に進められる「外発的」あるいは「伝播的」な近代化という古典的な議論（富永

表1 マイノリティの解放に関する諸理論

	注目する要素	解放のメカニズム
脱物質主義理論	社会の豊かさ、教育 宗教的伝統	世俗合理的価値と自己表現重視価値の定着、世代交代
世界社会理論	政府間組織や国際 NGO のネットワーク 経済のグローバル化	リベラルな世界文化の浸透
制度主義	官僚制国家 民主制 法の支配	世論の寛容さに応じて重要な政治制度が変わってくる
批判理論	経済・政治エリートの戦略	非政治化 動員

⁽²¹⁾ その試みとして、Bosia et al. (2020) の諸論考が挙げられる。

1996) とも関わっている。さらに、Encarnación (2011) が示唆している通り、リベラルな世界文化が結局のところ豊かで自己表現重視価値の広まった欧米諸国に由来しているのであれば、アジアやアフリカの国々にとって重要な国際ネットワークの一つは、欧米諸国との歴史的な関係になりそうだ (例えば、どの国が旧宗主国であったか)。また既に論じた通り、批判理論が指摘してきたエリートの戦略が特に有効になるのは、自己表現重視価値や世界文化の影響力が強いような文脈においてだろう。

このように、諸変数間の交互作用を踏まえて諸理論を有効に結びつけていくことは可能だし、分析上必要なことだ。それは、部分的には既にいくつかの経験的研究が行っていることでもあるが (Ferguson 2022)、脱物質主義論はしばしば国際的な要因や政治制度を軽視しがちだし (例えば Welzel 2013)、〈批判理論〉の研究者が本稿で扱った他の三つの諸理論の文献に言及しているところは全くと言っていいほど見られない。これら四つの諸理論は、立場は異なるものの、マイノリティの解放——〈批判理論〉にとっては括弧つきの「解放」でしかないが——という同じ現象を扱う。そして、データを尊重しながら同じ問題に取り組んでいる限り、異なる立場どうしの対話は有益なものでありうる (Popper 1994)。本稿は、そうした対話に向けた下準備の試みだ。

参考文献

- Abbott, Andrew, 1994, "History and Sociology: The Lost Synthesis," Monkkonen Eric, ed., *Engaging the Past: The Uses of History Across the Social Sciences*. Durham, N.C.: Duke University Press, 77-112.
- Acemoglu, Daron and James A. Robinson, 2012, *Why Nations Fail: The Origins of Power, Prosperity, and Poverty*, New York: Crown Business. (鬼澤忍訳, 2013, 『国家はなぜ衰退するのか——権力・繁栄・貧困の起源』上・下、早川書房.)
- 阿川尚之, 2013, 『憲法で読むアメリカ史 (全)』筑摩書房.
- Aron, Raymond, 1967, *Main Currents in Sociological Thought II*, New York: Basic Books. (北川隆吉・宮島喬・川崎嘉元・帯刀治訳, 1984, 『社会学的思考の流れⅡ』法政大学出版局.)
- Banerjee, Sabhabrata Bobby, 2008, "Corporate Social Responsibility: The Good, the Bad and the Ugly," *Critical Sociology*, 34 (1): 51-79.
- Bauman, Zygmunt, 1989, *Modernity and the Holocaust*, Cambridge: Polity Press. (森田典正訳, 2021, 『近代とホロコースト』筑摩書房.)
- Bell, Daniel, 1973, *The Coming of Post-industrial Society*, New York: Basic Books. (内田忠夫・嘉治元郎・城塚登・馬場修一・村上泰亮・谷嶋喬四郎訳, 1975, 『脱工業社会の到来』(上)(下)ダイヤモンド社.)
- , 1976, *The Cultural Contradictions of Capitalism*, New York: Basic Books. (林雄二郎訳, 1977, 『資本主義の文化的矛盾』(上)(中)(下)講談社.)
- Bell, Derrick, [1989]2008, *And We Are Not Saved: The Elusive Quest for Racial Justice*, New York: Basic Books.
- Bellah, Robert N., 1957, *Tokugawa Religion: The Values of Pre-Industrial Japan*, Glencoe: Falcon. (池田昭訳, 1996, 『徳川時代の宗教』岩波書店.)
- Bloom, Allan, 1987, *The Closing of the American Mind*, New York: Simon and Schuster. (菅野盾樹訳,

- 1988, 『アメリカン・マインドの終焉——文化と教育の危機』みすず書房.)
- Bosia, Michael J., Sandra M. McEvoy, and Momin Rahman eds., 2020, *The Oxford Handbook of Global LGBT and Sexual Diversity Politics*, New York: Oxford University Press.
- Boyle, Elizabeth Heger, 2002, *Female Genital Cutting: Cultural Conflict in the Global Community*, Baltimore: Johns Hopkins University.
- Bročić, Miloš and Andrew Miles, 2021, "College and the "Culture War": Assessing Higher Education's Influence on Moral Attitudes," *American Sociological Review*, 86 (5): 856-95.
- Butler, Judith. 1990. *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*. London: Routledge. (竹村和子訳, 1999, 『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』青土社.)
- Campbell, Fiona Kumari, 2009, *Contours of Ableism: The Production of Disability and Aabledness*, New York: Palgrave Macmillan.
- Chavance, Bernard, 2007, *L'Économie institutionnelle*, Paris: La Découverte. (宇仁宏幸・中原隆幸・斉藤日出治訳, 2007, 『入門制度経済学』ナカニシヤ出版.)
- Chen, Chao-ju, 2019, "Migrating Marriage Equality Without Feminism: Obergefell v. Hodges and the Legalization of Same-Sex Marriage in Taiwan," *Cornel International Law Journal*, 52 (1): 66-107.
- 千葉勝美, 2024, 『同性婚と司法』岩波書店.
- Chong, Dennis, Morris Levy and Jack Citrin. 2024. "The Realignment of Political Tolerance in the United States," *Perspectives on Politics*, 22 (1): 1-22.
- Cole, Wade M., 2015, "Mind the Gap: State Capacity and the Implementation of Human Rights Treaties," *International Organization*, 69 (2): 405-41.
- , Evan Schofer, and Kristopher Velasco, 2023, "Individual Empowerment, Institutional Confidence, and Vaccination Rates in Cross-National Perspective, 1995 to 2018," *American Sociological Review*, 88 (3): 379-417.
- Collier, Paul, 2009, *Wars, Guns, and Votes: Democracy in Dangerous Places*, New York: Harper. (甘糟智子訳, 2010, 『民主主義がアフリカ経済を殺す——最底辺の一〇億人の国で起きている真実』日経 BP 社.)
- Collins, Patricia Hill, and Sirma Bilge, 2020, *Intersectionality*, Second Edition, Cambridge: Polity Press. (小原理乃訳, 下地ローレンス吉孝監訳, 2021, 『インターセクショナリティ』人文書院.)
- Coppedge, Michael, John Gerring, Carl Henrik Knutsen, Staffan I. Lindberg, Jan Teorell, David Altman, Fabio Angiolillo, Michael Bernhard, Cecilia Borella, Agnes Cornell, M. Steven Fish, Linnea Fox, Lisa Gastaldi, Haakon Gjerløw, Adam Glynn, Ana Good God, Sandra Grahn, Allen Hicken, Katrin Kinzelbach, Joshua Krusell, Kyle L. Marquardt, Kelly McMann, Valeriya Mechkova, Juraj Medzihorsky, Natalia Natsika, Anja Neundorff, Pamela Paxton, Daniel Pemstein, Josefine Pernes, Oskar Rydén, Johannes von Romer, Brigitte Seim, Rachel Sigman, Svend-Erik Skaaning, Jeffrey Staton, Aksel Sundstrom, Eitan Tzelgov, Yi-ting Wang, Tore Wig, Steven Wilson and Daniel Ziblatt, 2024, "V-Dem [Country-Year/Country-Date] Dataset v14" Varieties of Democracy (V-Dem) Project, (Retrieved August 1, 2024, <https://doi.org/10.23696/mcwt-fr58>).
- Currier, Ashley, 2010, "Political Homophobia in Postcolonial Namibia," *Gender & Society*, 24 (1): 110-29.
- Datler, Georg, Wolfgang Jagodzinski and Peter Schmidt, 2012, "Two theories on the test bench: Internal and external validity of the theories of Ronald Inglehart and Shalom Schwartz," *Social Science Research*, 42 (3): 906-25.
- Delgado, Richard and Jean Stefania, 2012, *Critical Race Theory: An Introduction*, New York: New York University Press.
- Davidson, Adrienne, and Veldon Coburn, 2021, "Multiculturalism Policy Index: Indigenous Peoples," Second Edition, Multiculturalism Policy Index Project, (Retrieved August 1, 2024, https://www.queensu.ca/mcp/sites/mcpwww/files/uploaded_files/indigenouspeoples/evidence/Indigenous%20Peoples%20Index%20Evidence%202021-WEB.pdf).
- DiMaggio, Paul J. and Walter W. Powell, 1983, "The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organizational Fields," *American Sociological Review*, 48 (2): 147-60.

- Du Gay, Paul, 2000, *In Praise of Bureaucracy: Weber, Organization, Ethics*, London: Sage.
- Duggan, Lisa, 2003, *The Twilight of Equality? Neoliberalism, Cultural Politics, and the Attack on Democracy*. Boston: Beacon Press.
- Dunbar, Robin, 2022, *How Religion Evolved: And Why It Endures*, Oxford: Oxford University Press.
- Durkheim, Émile, [1893]1960, *De la division du travail social: Étude sur l'organisation des sociétés supérieures*, Paris: P. U. F. (田原音和訳, 2017, 『社会分業論』筑摩書房.)
- , 1895, *Les règles de la méthode sociologique*. Paris: F. Alcan. (菊谷和宏訳, 2018, 『社会学的方法の規準』講談社.)
- , [1950]1969, *Leçons de sociologie: physique des mœurs et du droit*, Paris: Presses Universitaires de France. (宮島喬・川喜多喬訳, 1974, 『社会学講義』みすず書房.)
- Eisenberg, Avigail and Will Kymlicka, 2011, "Bringing Institutions Back In: How Public Institutions Assess Identity," Avigail Eisenberg and Will Kymlicka eds., *Identity Politics in The Public Realm: Bringing Institutions Back In*, Vancouver: UBC Press.
- Eisenstadt, S. N., 2000, "Multiple Modernities," *Daedalus*, 129 (1): 1-29.
- Elder-Vass, Dave, 2005, "Emergence and the Realist Account of Cause," *Journal of Critical Realism*, 4 (2): 315-38.
- Encarnación, Omar G., 2011, "Latin America's Gay Rights Revolution," *Journal of Democracy*, 22 (2): 104-18.
- , 2016, *Out in the Periphery: Latin America's Gay Rights Revolution*, New York: Oxford University Press.
- Evans, Peter B. and James E. Rauch, 1999, "Bureaucracy and Growth: A Cross-National Analysis of the Effects of "Weberian" State Structures on Economic Growth," *American Sociological Review*, 64 (5): 748-65.
- Farrel, Amy Erdman ed., 2023, *The Contemporary Reader of Gender and Fat Studies*, London and New York: Routledge.
- Feld, Lars P., and Stefan Voigt, 2003, "Economic Growth and Judicial Independence: Cross-Country Evidence Using a New Set of Indicators," *European Journal of Political Economy*, 19 (3): 497-527.
- Ferguson, Jason L., 2021, "'There Is an Eye on Us': International Imitation, Popular Representation, and the Regulation of Homosexuality in Senegal," *American Sociological Review*, 86 (4): 700-27.
- , 2022, "The Great Refusal: The West, the Rest, and the New Regulations on Homosexuality, 1970–2015," *American Journal of Sociology*, 128 (3): 680-727.
- Ferguson, Niall, 2012, *The Great Degeneration*, London: Allen Lane. (櫻井祐子訳, 2013, 『劣化国家』東洋経済新報社.)
- Finnemore, Martha and Kathryn Sikkink, 1998, "International Norm Dynamics and Political Change," *International Organization*, 52 (4): 887-917.
- Florida, Richard, 2011, *The Rise of Creative Class, Revisited*, New York: Basic Books. (井口典夫訳, 2014, 『新クリエイティブ資本論——才能が経済と都市の主役となる』ダイヤモンド社.)
- Foucault, Michel, 1976, *La volonté de savoir*. Paris: Gallimard. (渡辺守章訳, 1986, 『性の歴史1 知への意志』新潮社.)
- Frank, Andre Gunder, 1966, "The Development of Underdevelopment," *Monthly Review*, 18 (4): 17-30.
- Freeman, Linton C., 2004, *The Development of Social Network Analysis: A Study in the Sociology of Science*, Vancouver: Empirical Press. (辻竜平訳, 2007, 『社会ネットワーク分析の発展』NTT出版.)
- Friedman, Milton, 1962, *Capitalism and Freedom*, Chicago: University of Chicago Press. (村井章子訳, 2008, 『資本主義と自由』日経BP社.)
- Fukuyama, Francis, 2011, *The Origins of Political Order: From Prehuman Times to the French Revolution*, New York: Farrar, Straus and Giroux. (会田弘継訳, 2013, 『政治の起源——人類以前からフランス革命まで』(上)(下), 講談社.)
- , 2014, *Political Order and Political Decay: From the Industrial Revolution to the Globalisation of democracy*, London: Profile Books.

- , 2022, *Liberalism and Its Discontents*, London: Profile Books.
- Gans, Herbert J., 1969, "We Won't End the Urban Crisis until We End 'Majority Rule'," *New York Times Magazine* (August 3).
- Garland, David, 2016, *The Welfare State: A Very Short Introduction*, New York: Oxford University Press.
- Gat, Azar, 2006, *War in Human Civilization*. Oxford: Oxford University Press. (石津朋之・永松聡・山本文史監訳, 2022, 『文明と戦争——人類二百万年の興亡』(上)(下), 中央公論新社.)
- Gellner, Ernest, 1983, *Nation and Nationalism*, Oxford: Blackwell.
- Giddens, Anthony and Philip W. Sutton. 2017. *Sociology*. Eighth Edition. Cambridge: Polity Press.
- Go, Julian, 2017, "Postcolonial thought as social theory," Claudio E. Benzecry, Monika Krause, and Isaac Ariail Reed eds., *Social Theory Now*, Chicago: University of Chicago press, 42-55.
- Goffman, Erving, 1959, *The Presentation of Self in Everyday Life*, New York: Doubleday Anchor. (中河伸俊訳, 2023, 『日常生活における自己呈示』筑摩書房.)
- Goodley, Dan, 2018, "The Dis/ability Complex," *Journal of Diversity and Gender Studies*, 5 (1): 5-22.
- Hafner-Burton, Emilie M. and Kiyoteru Tsutsui, 2005, "Human Rights in a Globalizing World: The Paradox of Empty Promises," *American Journal of Sociology*, 110 (5): 1373-411.
- Haggard, Stephan, Andrew MacIntyre and Lydia Tiede, 2008, "The Rule of Law and Economic Development," *Annual Review of Political Science*, 11: 205-34.
- Haidt, Jonathan, 2012, *The Righteous Mind: Why Good People Are Divided by Politics and Religion*, New York: Pantheon. (高橋洋訳, 2014, 『社会はなぜ左と右にわかれるのか』紀伊国屋書店.)
- Hale, Charles R., 2005, "Neoliberal Multiculturalism: The Remaking of Cultural Rights and Racial Dominance in Central America," *Political and Legal Anthropology Review*, 28 (1):10-28.
- Haller, Max. 2002. "Theory and Method in the Comparative Study of Values: Critique and Alternative to Inglehart." *European Sociological Review*. 18 (2): 139-158.
- Hannigan, Robert. 2024. *Counter-Intelligence: What the Secret World Can Teach Us About Problem-solving and Creativity*. London: HarperCollins.
- Hanson, Jonathan K. and Rachel Sigman, 2020, "Leviathan's Latent Dimensions: Measuring State Capacity for Comparative Political Research," (Retrieved August 1, 2024, <https://dataverse.harvard.edu/dataset.xhtml?persistentId=doi:10.7910/DVN/IFZXQX>).
- , 2021, "Leviathan's Latent Dimensions: Measuring State Capacity for Comparative Political Research," *The Journal of Politics*, 83 (4): 1495-510.
- 長谷川公一, 1985, 「社会運動の政治社会学——資源動員論の意義と課題」『思想』737: 126-57.
- Heath, Joseph, 2001, "Problems in the Theory of Ideology," William Rehg and James Bohman eds., *Pluralism and the Pragmatic Turn: The Transformation of Critical Theory*, Cambridge: MIT Press, 163-190.
- Henrich, Joseph, 2020, *The WEIRD People in the World: How the West Became Psychologically Peculiar and Particularly Prosperous*, New York: Farrar, Straus and Giroux. (今西康子訳, 2023, 『WEIRD「現代人」の奇妙な心理——経済的繁栄, 民主制, 個人主義の起源』(上)(下), 白揚社.)
- Hosoki, Ralph, A., 2024, "The Distinctive Incorporation of Sociological Neoinstitutionalism into Japanese Sociology and Its Theoretical Insights for the Discipline," *Japanese Journal of Sociology*, 0 (0): 1-18, (Retrieved August 1, 2024, <https://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1111/ijjs.12156>).
- Huntington, Samuel P., 1996, *The Clash of Civilizations and the Remaking of World Order*, New York: Simon and Schuster. (鈴木主悦訳, 1998, 『文明の衝突』集英社.)
- Ignatieff, Michael. 2000. *The Rights Revolution*. Toronto: House of Anansi Press. (金田耕一訳, 2007, 『ライツ・レヴオリューション』風行社.)
- Ikenberry, G. John, 2018, "The End of Liberal International Order?" *International Affairs*, 94 (1): 7-23
- Inglehart, Ronald, 1977, *The Silent Revolution: Changing Values and Political Styles among Western Publics*, Princeton: Princeton University Press. (三宅一郎・金丸輝男・富沢克訳, 1978, 『静かなる革命』東洋経済新報社.)
- , 2018, *Cultural Evolution: People's Motivations Are Changing, and Reshaping the World*.

- Cambridge: Cambridge University Press. (山崎聖子訳, 2019, 『文化的進化論——人びとの価値観と行動が世界をつくりかえる』勁草書房.)
- , 2021, *Religion's Sudden Decline: What's Causing it, and What Comes Next?* New York: Oxford University Press. (山崎聖子訳, 2021, 『宗教の凋落? 100 か国・40 年間の世界価値観調査から』勁草書房.)
- Inglehart, Ronald and Wayne E. Baker, 2000, "Modernization, Cultural Change, and the Persistence of Traditional Values," *American Sociological Review*, 65 (1): 19-51.
- Jung, Courtney, 2009, *The Moral Force of Indigenous Politics*, New York: Cambridge University Press.
- Kaufmann, Eric, 2018, *Whiteshift: Populism, Immigration and the Future of White Majorities*, London: Penguin.
- , 2024, *Taboo: How Making Race Sacred Produced a Cultural Revolution*, London: Forum.
- 川坂和義, 2013, 「アメリカ化される LGBT の人権——『ゲイの権利は人権である』演説と〈進歩〉というナラティブ」『国際基督教大学ジェンダー研究センタージャーナル』(8): 5-28.
- 菊地夏野, 2022, 「結婚制度の政治性と同性婚——同性婚によって正当化される結婚制度」菊地夏野・堀江有里・飯野由里子 (編) 『クィア・スタディーズをひらく 2 結婚・家族・労働』晃洋書房.
- Knight, Kyle, 2023, "Did Nepal Achieve Marriage Equality? Not Quite Yet," Human Rights Watch, (Retrieved November 25, 2024, <https://www.hrw.org/news/2023/12/14/did-nepal-achieve-marriage-equality-not-quite-yet>).
- 河野勝, 2002, 『制度』東京大学出版会.
- Kymlicka, Will, 2013, "Neoliberal Multiculturalism?" Peter A. Hall and Michéle Lamont eds., *Social Resilience in the Neoliberal Era*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Lee, Saerom, Yun-Kyung Cha and Seung-Hwan Ham, 2023, "The Global Institutionalization of Multicultural Education as an Academic Discourse," *Societies*, 13 (8): 191.
- Linzer, Drew A. and Jeffrey K. Staton, 2015, "A Global Measure of Judicial Independence, 1948-2012," *Journal of Law and Courts*, 3 (2): 223-56.
- Lipset, Seymour Martin, 1959, "Some Social Requisites of Democracy: Economic Development and Political Legitimacy," *The American Political Science Review*, 53 (1): 69-105.
- Lipset, Seymour Martin and Richard B. Dobson, 1972, "The Intellectual as Critic and Rebel: With Special Reference to United States and the Soviet Union," *Daedalus*, 101 (3): 137-98.
- Mann, Michael, 1984, "The Autonomous Power of the State: Its Origins, Mechanisms and Results," *European Journal of Sociology*, 25 (2): 185-213.
- , 2005, *The Dark Side of Democracy: Explaining Ethnic Cleansing*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Martel, Frederic, 2013, *Global Gay*, Paris: Flammarion. (林はる芽訳, 2016, 『現地レポート世界 LGBT 事情——変わりつつある人権と文化の地政学』岩波書店.)
- Martin, Terry, 2001, *The Affirmative Action Empire: Nations and Nationalism in Soviet Union, 1923-1939*, Ithaca and London: Cornell University Press. (半谷史郎監訳, 渋谷謙次郎・地田徹朗・吉村貴之訳, 2011, 『アフターマティヴ・アクションの帝国』赤石書店.)
- Marx, Karl und Friedrich Engels, 1845-1846, *Die Deutsche Ideologie*. (廣松渉編訳, 小林昌人補訳, 2002, 『新編輯版ドイツ・イデオロギー』岩波書店.)
- Maslow, Abraham, H, 1943, "A Theory of Human Motivation," *Psychological Review*, 50 (4): 370-96.
- 松田英亮, 2023, 『台湾ホモナショナリズム』花伝社.
- McCarthy, John D. and Mayer N. Zald, 1977, "Resource Mobilization and Social Movements: A Partial Theory," *American Journal of Sociology*, 82 (6): 1212-1241.
- McGee, Marcus J., and Karen Kampwirth, 2015, "The Co-optation of LGBT Movements in Mexico and Nicaragua: Modernizing Clientelism?" *Latin American Politics and Society*, 57 (4): 51-73.
- Mejia, Steven J., 2023, "The Effects of Liberal and Illiberal World Society on Women's Legislative Representation, 1970-2018," *Social Science Quarterly*, 105 (1): 128-42.
- Merton, Robert, K., 1957, *Social Theory and Social Structure*, New York: Free Press. (森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎訳, 1961, 『社会理論と社会構造』みすず書房.)
- Meyer, John W. and Brian Rowan, 1977, "Institutionalized Organizations: Formal Structure as Myth and Ceremony," *American Journal of Sociology*, 83 (2): 340-63.

- Meyer, John W., John Boli, George M. Thomas and Francisco O. Ramirez, 1997, "World Society and the Nation-State," *American Journal of Sociology*, 103 (1): 144-181.
- Mignot, Jean-François, 2022, "Decriminalizing Homosexuality: A Global Overview Since the 18th Century," *Annales de démographie historique*, In press, 1-26, (Retrieved August 1, 2024, <https://hal.science/hal-03778162v1/document>).
- 見平典, 2012, 『違憲審査制をめぐるポリティクス——現代アメリカ連邦最高裁判所の積極化の背景』成文堂。
- , 2018, 「アメリカ司法の制度的・政治的基盤」『年報政治学』69 (1): 147-70.
- Milliken, Frances J. and Luis L. Martins, 1996, "Searching for Common Threads: Understanding the Multiple Effects of Diversity in Organizational Groups," *The Academy of Management Review*, 21 (2): 402-433.
- 森山至貴, 2017, 『LGBTを読みとく——クィア・スタディーズ入門』筑摩書房。
- 野口雅弘, 2011, 『官僚制批判の論理と心理——デモクラシーの友と敵』中央公論新社。
- Nye, Joseph, 2004, *Soft Power: The Means to Success in World Politics*, New York: Public Affairs.
- North, Douglas, 1990, *Institutions, Institutional Change, and Economic Performance*, Cambridge: Cambridge University Press. (竹下公視訳, 1994, 『制度・制度変化・経済成果』晃洋書房。)
- Norris, Pippa and Ronald Inglehart, 2019, *Cultural Backlash: Trump, Brexit, and Authoritarian Populism*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Oliver, Michael, 1990, *The Politics of Disablement*, London Macmillan. (三島亜紀子・山岸倫子・山森亮・横須賀俊司訳, 2006, 『障害の政治——イギリス障害学の原点』明石書店。)
- Özkirimli, Umut, 2017, *Theories of Nationalism: A Critical Introduction*, Third Edition, London: Red Globe Press.
- Page, Scott, 2008, *The Difference: How the Power of Diversity Creates Better Groups, Firms, Schools, and Societies*, Princeton: Princeton University Press. (水谷淳訳, 2009, 『「多様な意見」はなぜ正しいのか：衆愚が集合知に変わるとき』日経 BP 社。)
- Pew Research Center, 2020, "The Global Divide on Homosexuality Persists," (Retrieved August 1, 2024, <https://www.pewresearch.org/global/2020/06/25/global-divide-on-homosexuality-persists/>).
- , 2024, "Same-Sex Marriage Around the World," (Retrieved August 1, 2024, <https://www.pewresearch.org/religion/fact-sheet/gay-marriage-around-the-world/>).
- Pinker, Steven, [2011]2012, *The Better Angels of Our Nature*, London: Penguin.
- Pluckrose, Helen and James Lindsay, 2020, *Cynical Theories: Activist Scholarship Made Everything About Race, Gender, and Identity—and Why This Harms Everybody*, Durham: Pitchstone Publishing. (山形浩生訳, 2022, 『社会正義』はいつも正しい』早川書房。)
- Popper, Karl, 1994, *The Myth of Framework*, London: Routledge.
- , [1957]2002, *The Poverty of Historicism*, London and New York: Routledge.
- Puar, Jasbir, 2007, *Terrorist Assemblages: Homonationalism in Queer Times*, Durham and London: Duke University Press.
- , 2013, "Homonationalism As Assemblage: Viral Travels, Affective Sexualities," *Jindal Global Law Review*, 2 (4): 23-43.
- Ramseyer, J. Mark and Eric B. Rasmusen, 2001, "Why Are Japanese Judges So Conservative in Politically Charged Cases?" *American Political Science Review*, 95 (2): 331-344.
- Rattansi, Ali, 2020, *Racism: A Very Short Introduction*, Second Edition, Oxford: Oxford University Press.
- Riesman, David, Nathan Glazer and Reuel Denney, 1960, *The Lonely Crowd*, New Haven: Yale University Press. (加藤秀俊訳, 1964, 『孤独な群衆』みすず書房。)
- Rhodes, Karl, 2022, *Woke Capitalism: How Corporate Morality Is Sabotaging Democracy*, Bristol: Bristol University Press. (庭田よう子訳, 2023, 『WOKE CAPITALISM——「意識高い系」資本主義が民主主義を減ぼす』東洋経済新報社。)
- Ritzer, George, 2015, *Essentials of Sociology*, Thousand Oaks: SAGE Publications.
- Roberts, Louisa, 2019, "Changing Worldwide Attitudes toward Homosexuality: The Influence of Global and Region-specific Cultures, 1981-2012," *Social Science Research*, 80: 114-31.
- Rosenberg, Gerald N., 2008, *The Hollow Hope: Can Courts Bring About Social Change?* Chicago: University of Chicago Press.

- Rostow, W. W., 1960, *The Stages of Economic Growth: A Non-Communist Manifesto*, New York: Cambridge University Press. (木村健康・久保まち子・村上泰亮訳, 1961, 『経済成長の諸段階——一つの非共産主義宣言』ダイヤモンド社.)
- 佐藤成基, 2014, 『国家の社会学』青弓社.
- 佐藤正哲, 2009, 『ムガル帝国から英領インドへ』中央公論新社.
- Schofer, Evan, Ann Hironaka, David Frank, and Wesley Longhofer, 2012, "Sociological institutionalism and world society," Edwin Amenta, Kate Nash, and Alan Scott eds., *The Wiley-Blackwell Companion to Political Sociology*, Oxford: Wiley-Blackwell, 57-68.
- Skocpol, Theda, 1985, "Bringing the State Back in: Strategies of Analysis in Current Research," Peter B. Evans, Dietrich Rueschmeyer, and Theda Skocpol eds., *Bringing the State Back In*, Cambridge: Cambridge University Press, 3-37.
- Slenders, Susanne, Inge Sieben and Ellen Verbakel, 2014, "Tolerance towards homosexuality in Europe: Population composition, economic affluence, religiosity, same-sex union legislation and HIV rates as explanations for country differences," *International Sociology*, 29 (4): 348-367.
- Sowell, Thomas, 1990, *Preferential Policies: An International Perspective*, New York: William Morrow.
- , 2005, *Affirmative Action Around the World: An Empirical Study*, New Haven: Yale University Press.
- Staton, Jeffery, Drew Linzer, Christopher Reenock, and Jordan Holsinger, 2019, "Update, A Global Measure of Judicial Independence, 1900-2015," (Retrieved August 1, 2024, https://dataverse.harvard.edu/dataset.xhtml?persistentId=doi:10.7910/DVN/NF_XWUO).
- 建林正彦・曾我謙悟・待鳥聡史, 2008, 『比較政治制度論』有斐閣.
- 太郎丸博, 2016, 「後期近代と日本における価値意識の変容」太郎丸博編『後期近代と価値意識の変容——日本人の意識 1973-2008』東京大学出版会.
- Tilly, Charles, 1990, *Coercion, Capital, and European States, AD 990-1990*, Cambridge: Blackwell.
- , 2007, *Democracy*, New York: Cambridge University Press.
- Tocqueville, Alexis de, [1835-1840]1992, *De la démocratie en Amérique*, Paris: Charles Gosselin.
- (松本礼二訳, 2005, 『アメリカのデモクラシー 第一巻』(上)(下), 岩波書店. 松本礼二訳, 2008, 『アメリカのデモクラシー 第二巻』(上)(下), 岩波書店.)
- 富永健一, 1996, 『近代化の理論——近代化における西洋と東洋』講談社.
- Tsutsui, Kiyoteru, 2018, *Right Makes Might: Global Human Rights and Minority Social Movements in Japan*, Oxford: Oxford University Press.
- 筒井清輝, 2022, 『人権と国家——理念の力と国際政治の現実』岩波書店.
- 和田賢二, 2019, 「国際関係論のクィア的転回——LGBTをめぐるグローバルな秩序の再編成」『国際政治』196: 133-43.
- Wallace, Rebecca, Erin Tolley and Madison Vonk, 2021, "Multiculturalism Policy Index: Immigrant Minority Policies," Third Edition, Multiculturalism Policy Index Project, (Retrieved November 1, 2024, https://www.queensu.ca/mcp/sites/mcpwww/files/uploaded_files/immigrantminorities/evidence/Immigrant%20Minorities%20Index%20Evidence%202021-Web0122.pdf).
- Wallerstein, Immanuel, 1983, *Historical Capitalism*, London: Verso. (川北稔訳, 2022, 『史的システムとしての資本主義』岩波書店.)
- 渡辺靖, 2020, 『白人ナショナリズム——アメリカを揺るがす「文化的反動」』中央公論新社.
- Weber, Max, 1920-21, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Tübingen: Mohr. (大塚久雄・生松敬三訳, 1972, 『宗教社会学論選』みすず書房.)
- , 1922, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Tübingen: J. C. B. Mohr. (清水幾太郎訳, 1972, 『社会学の根本概念』岩波書店.) / (濱嶋朗訳, 2012, 『権力と支配』講談社.)
- Welzel, Christian, 2013, *Freedom Rising: Human Empowerment and the Quest for Emancipation*, New York: Cambridge University Press.
- Wimmer, Andreas, 2021, "Domains of Diffusion: How Culture and Institutions Travel around the World and with What Consequences," *American Journal of Sociology*, 126 (6): 1389-1438.
- World Values Survey, 2023, "WVS Cultural Map: 2023 Version Released." (Retrieved November 1, 2024, <https://www.worldvaluessurvey.org/WVSNewsShow.jsp?ID=467>).

- 安田雪, 1997, 『ネットワーク分析——何が行為を決定するか』新曜社.
- Zakaria, Fareed, 1997, "The Rise of Illiberal Democracy." *Foreign Affairs*, 76(6): 22-43.
- Zizek, Slavoj, 1997, "Multiculturalism, or the Cultural Logic of Multinational Capitalism," *New Left Review*, 225: 28-51.
- Zürn, Michael, and Stephan Leibfried, 2005, "Reconfiguring the National Constellation," Stefan Leibfried and Michael Zürn eds., *Transformations of the State?* Cambridge: Cambridge University Press, 1-36.

(まつい みきまる・博士後期課程)